

令和6年能登半島地震における 厚生労働省の対応について

2024年8月20日(火)

厚生労働省大臣官房厚生科学課

令和6年能登半島地震における被害状況

- 石川県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者299名、重軽傷者1,327名の甚大な被害
- 電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障

○人的被害（令和6年7月30日現在）

	死者	重軽傷者	行方不明者
人数	299名	1,327名	3名



輪島市内の火災被害の状況

○住家被害（令和6年7月30日現在）

都道府県名	住宅被害				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損
石川県	5,870	16,027	6	5	58,451
富山県	251	776			19,691
新潟県	106	3,774		14	17,342
その他		12			774
合計	6,227	20,589	6	19	96,258



穴水町内の地割れ被害の状況

○ライフライン被害（令和6年7月30日現在）

	最大戸数	復旧状況
電力	約44,160戸	安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き復旧。
水道	約136,440戸	早期復旧が困難な地区を除いて、断水解消。

令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応①

初動対応・応急対策（主な取組み）

<医療支援>

- ◆災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療チームや看護職員、薬剤師等の派遣
- ◆医療コンテナやモバイルファーマシーの活用



【石川県DMAT調整本部】



【DMAT現場活動（患者搬送）】

<水道の復旧>

- ◆全国からの給水車の出動による応急給水の実施
- ◆水道事業にかかる技術者派遣による応急復旧

<医療保険等における特例措置>

- ◆保険証がなくても、医療・介護・障害福祉サービスを受けられる措置の適用
- ◆医療サービス等に係る支払いが困難な被災者に対し、窓口負担の支払いの免除等

<被災地における健康支援・感染症対策>

- ◆保健師等チーム・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣
- ◆災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した避難所支援
- ◆被災地における栄養・食生活支援
- ◆災害時感染制御チーム（DICT）や国立感染症研究所等の感染症専門家による避難所等の感染症対策
- ◆「石川こころのケアセンター」や「親子のための相談LINE」等の相談窓口の開設

<福祉的支援等>

- ◆避難所や1.5次避難所における災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣及び介護職員等の応援派遣
- ◆1.5次避難所に避難している高齢者の県内外の福祉施設への入所調整を実施。



【DICTの避難所ラウンドの様子】



【1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」】

令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応②

復旧・復興期の支援（主な取組み）

<生活の再建に向けた経済的支援>

- ◆ 社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の特例措置
- ◆ 新たな交付金制度（※）の創設
※ 石川県内の6市町を対象に住宅半壊以上の被災をした高齢者世帯等を対象に家財や住宅再建費用を支援

<雇用・労働に対する対応>

- ◆ 地域の雇用対策等
 - ・ 雇用調整助成金の特例措置の実施
 - ・ 雇用保険の失業手当の特例措置の実施
 - ・ 特別労働相談窓口の設置
- ◆ 中小・小規模事業者の支援
- ◆ 復旧作業に従事する労働者の安全と健康の確保

<医療施設、社会福祉施設等の復旧>

- ◆ 激甚災害の指定に伴う、施設復旧に係る補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置

<被災者の見守り等>

- ◆ 保健師等による巡回訪問
 - ・ 全国の自治体から保健師等が派遣され、避難所や自宅で生活する被災者への巡回訪問や健康管理の支援及び避難所等の衛生対策等を実施。
- ◆ 被災高齢者の把握
 - ・ 被災された在宅の要介護高齢者等に対し、被災高齢者等把握事業を活用し、ケアマネジャーなどが個別訪問等により、早期の状態把握や必要な支援へのつなぎ等を実施。
- ◆ 被災者見守り・相談支援
 - ・ 生活支援相談員が仮設住宅入居者等に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施。

令和6年能登半島地震に伴う
雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）
失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。
※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

本地震による交通の途絶や通所地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。
※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

本地震発生の時点で被災地域内の事業で勤務していた方について、
○災害により休業した場合
○災害により一時離職した場合
に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項
本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職期間の雇用保険の被保険者であった期間は遡算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

【◎英語】

Special Measures for the Basic Allowance of the Unemployment Benefits in Response to the 2024 Noto Peninsula Earthquake

1 You can change the date of the unemployment verification day if you are unable to visit Hello Work.

If you are unable to come to Hello Work on the designated verification day due to the effects of the earthquake, you can change the verification day to another available date. You are not required to inform us in advance nor bring documents proving your inevitable reasons.
For those who were unable to visit the office on the verification day, we will verify your unemployment for all days leading up to the day prior to your visit to our office.
※ The allowances would be paid even if you did not have job-seeking activities, such as applying to job postings, if there was an inevitable reason.

2 You can process the unemployment verification procedures at Hello Work offices outside your jurisdiction.

If you cannot visit the Hello Work office that has jurisdiction over your area due to transportation disruptions or evacuation to a distant location due to the earthquake, you can complete the procedures for receiving the basic allowance at another Hello Work office.
※ You can complete the procedure even without the necessary confirmation documents for the benefit reception with you.

3 There are "Special Measures for Unemployment Benefits in the Event of a Disaster".

For everyone working at companies in the areas affected by the earthquake and are either:
・ On leave from the workplaces due to the disaster or
・ Have become temporarily unemployed due to the disaster
We have a special measure in place through which you may receive the basic allowance of unemployment benefits.

※Important notice for utilizing this measure
If you receive the basic allowance of unemployment benefits under this special measure, then the period during which you were insured under the employment insurance prior to the leave from work or the temporary unemployment, will not be carried over after you return to your employer, even if you become eligible for unemployment insurance.

If you have any concerns or would like detailed information, contact Hello Work or the Labor Bureau for further consultation.

【仮設住宅初回巡回訪問】



【仮設住宅におけるコミュニティ支援】



災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用による避難所支援

取組概要

- 令和6年度より厚生労働省で本格運用することとしている「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」について、発災直後より、避難所状況の把握のため機能の一部を解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所等で災害対応に活用。
- 避難所等で活動するDMATや保健師等がラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所情報を入力し、関係者間でリアルタイムに共有することで、避難所の衛生環境改善の取組等に繋がった。

<D24Hの全体像>



※ 能登半島地震では避難所情報の集約機能のみ活用

<D24Survey画面>

▲避難所等の情報について、最大避難所数約400件、情報入力・更新回数延べ4500件超。(R6.8.5時点)

<ラピッドアセスメントシート>

▲ラピッドアセスメントシート (※) により継続的に避難所環境の評価を実施。
※スフィア基準により作成。



▲集約した情報を地図化

災害診療記録／J-SPEED (ジェイ スピード) について

災害診療記録：災害時に用いる個々の患者の診療を記録する紙様式。チーム間の継続診療を可能にした。
 J-SPEED診療日報：災害診療記録に用意されたチェックボックスを集計し各チームの1日の診療内容をまとめて報告するもの。各チームからの日報を集計することで被災地の医療ニーズの分布と推移が把握可能。

図1：災害診療記録

図2：J-SPEEDアプリ入力画面

図3：J-SPEED統合集計報告書

